

Sengokuyama Journal
of Buddhist Studies
Vol. IX, 2017

仙石山仏教学論集 第9号 (平成29年)

『提謂波利經』における独自の教説の再考

新
田
優

『提謂波利經』における独自の教説の再考

新田 優

はじめに

『提謂波利經』は劉宋・孝武帝時（四五三～四六四年）、北魏の沙門曇靖によって撰述された二巻の疑經である。經題の「提謂」「波利」とは仏伝において成道後の積尊へ最初に施食して三帰五戒を受けた在家商人の名であり、『歴代三寶記』によれば本經はその二商人の傳承に中国在來の五行思想等を増広して成ったものであるという。^①

本經は疑經であるため刊本大藏經には未入藏であり、写本等も長らく発見されていなかった。そのようなテキスト環境において、一九四一年、塚本善隆は諸書に散見される逸文や經録の記述をもとに『提謂波利經』の内容や撰述背景、また中国仏教史上に果たした役割を論じ、その内容を三帰五戒・年三齋・八王日等仏教の教説を月令・五行・泰山信仰等の中国庶民信仰と習合させて説く道教的仏教とみなし、太武帝廢仏後の文成帝復仏にあたって散逸經典の補填、ならびに民衆教化を意図して撰述された国家公認の疑經であると位置づけた。^②

その後一九六四年から一九七三年にかけて牧田諦亮が敦煌本四本を、二〇〇七年に西脇常記がトルファン本一本を学界に紹介した。両氏によって紹介された敦煌本・トルファン本はいずれも断簡であり、未だ完本不在であるが、それまで僅かな逸文を手掛かりに行われてきた『提謂波利經』研究に一次資料である『提謂波利經』テキ

ストの大部分を提供する画期的なものである。^③

牧田・西脇の成果に先行する塚本の研究は、逸文・経録の記述という二次資料によるものであり、一次資料である『提謂波利經』テキストが提供されその大部分が通読可能となった現在、『提謂波利經』テキストにより検証されるべきものでありながら、未だその検証はなされていない。

原典からの翻訳である真経に対し、疑経は明確な意図を持って撰述され、その意図のもと既存の仏典の記述に新たな創作・編輯がなされる。^④換言すれば、その撰述意図は既存の経典にみられない創作・編輯箇所にも色濃く反映される。つまり疑経である『提謂波利經』の撰述意図は、『提謂波利經』テキスト及び逸文より既存の経典にみられない独自の教説を検出し、その意図を考察することで明らかになると考えられる。

従来『提謂波利經』の特色としては、疑経の証左である中国在来思想が注目されてきた。ただしこの特色から『提謂波利經』の撰述意図を考察する研究はなく、五行の相生順や五行思想に基づく身体観、道教経典との関連等を論ずるに留まり、撰述意図に関しては塚本説を無批判に踏襲している。^⑤

また『提謂波利經』中にみられる中国在来思想は確かに明瞭な本経の特色であるが、既存の研究はこの中国在来思想という観点にのみ固執しており、通常の仏教的教説については何ら検討がなされていない。

このような研究現況を回顧し、筆者は逸文のみによる塚本の見解に再検討の余地を認め、別稿にて『提謂波利經』が何を目的に撰述されたのか、曇靖による撰述意図の考察を試みた。^⑥その際には従来の中国在来思想との関連という視座を離れ、仏教の言説でありながら他の仏典と異なる特色として、①提謂・波利の人物像、②五戒の順序、の二点を挙げ、撰述の時代背景を踏まえて考察を行ったが、紙幅の都合上、特色二点についての詳細な検証は省略した。本稿は先の論稿を補完するものであり、従来等閑視されている『提謂波利經』中の仏教的言説を他の仏典と比較して、上記二点が『提謂波利經』独自のものであることを検証し、本経を理解するための要点で

あることを明らかにする。

一、提謂・波利の人物設定

『提謂波利經』中、他の仏典にも記される事柄でありながらその内容に差異がある点として、提謂・波利の人物設定が挙げられる。先に述べた通り、提謂・波利とは仏伝中で釈尊に施食し最初に三帰五戒を受けた在家信者であり、『提謂波利經』においては仏の対告衆として仏に問いを起し説法を請う役割を果たしている。二人がどのような人物であるかは、經中で二人が最初に登場する場面に記されると推測されるが、現存『提謂波利經』上卷 (P. 3732⁷, I. U. No. 30) はいずれも巻首を欠くため確認できない。現存部分で確認できるのは、

佛於是便教長者提謂波利等五百賈人、歸命十方過去現在當來諸佛。(P. 3732, 二四六一—二四七行)⁽⁷⁾

と、五百人の商人(賈人)の統率者(長者)という情報のみである。

しかし、塚本善隆により指摘されている逸文中に『提謂波利經』首部と推定される部分があり、そこには次のようにある。⁽⁸⁾

『華嚴經疏鈔玄談』卷四(唐、澄觀)

提謂雖說戒善等者彼說。如來在樹王下成道。於七日中、無人知佛得阿耨多羅三藐三菩提。唯提謂波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。(卍統藏八、二二八丁下—二二九丁上)

『提謂波利經』における独自の教説の再考(新田)

提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜（亀の甲羅の亀裂によって吉凶を見る占い）易卜す」る者と設定している。^⑨これについて塚本は「更にまた、この二居士が「陰陽を明らかにし亀卜易筮もよくする」という、中国の社会で尊敬せられ親しまれる教養を具えたもの、とせられていることも興味深い」と言及するが、^⑩塚本以降の研究においては全く注目されていない。

それでは他の仏典において、提謂・波利はどのような人物とされているのであろうか。提謂・波利が登場する主な仏典より二人の人物像が窺える部分を抜き出し、「明究陰陽、鑽龜易卜」やそれに近い記述があるかを確認する。定方晟は「二商人奉食の伝説について」^⑪において、經典内容が変化する際の動機を探る目的で提謂・波利の伝承を記す仏典一点を列挙している。ここではそれらのうち曇靖が参照可能であったもの、すなわち『提謂波利經』撰述年代の上限とされる四五三年以前に訳出された漢訳仏典七点を対象とする。以下、撰述時代順に提示する。

『修行本起經』卷二（一九七年、後漢、竺大力・康孟詳共訳）

是時佛在摩竭提界善勝道場貝多樹下、德力降魔、覺慧神靜、三達無礙。度二賈客、提謂波利。授三自歸、及與五戒、爲清信士。（大正三、四七二頁中）

『中本起經』卷上、二〇七年、後漢、曇果・康孟詳共訳（大正四、一四七頁下）

一時佛在摩竭提界善勝道場元吉樹下、德力降魔、覺慧神靜、三達無礙。度二賈客、提謂波利。授三自歸、然許五戒、爲清信士。

『太子瑞応本起経』卷下（二三三―二五三年、呉、支謙訳）

時適有五百賣人。從山一面過、車牛皆躓不行。中有兩大人、一名提謂、二名波利。（大正三、四七九頁上）

『普曜経』卷七（三〇八年、西晋、竺法護訳）

爾時提謂波利之等、與賣人俱五百爲侶。（大正三、五二六頁中）

『四分律』卷三一（四〇八年、姚秦、仏陀耶舎・竺仏念共訳）

時有二賈客兄弟二人。一名瓜、二名優波離※。（大正二二、七八一頁下）

※「瓜」は「提謂」の異訳。また「波利」は別に「優婆梨」とも訳されるため、「優波離」はその派生か。「瓜」「優婆梨」は『望月仏教大辞典』『提謂波利』の項による）

『五分律』卷一五（四二四年、劉宋、仏陀什・竺道生共訳）

時有五百賈客。乘五百乘車。中有二大人。一名離謂※、二名波利。（大正二二、一〇三頁上）

※「離謂」は、「提謂」の異訳。（『望月仏教大辞典』『提謂波利』の項による）

『過去現在因果経』卷三（四四四―四五三年、劉宋、求那跋陀羅訳）

爾時有五百商人。二人爲主、一名跋陀羅斯那、二名跋陀羅梨※。（大正三、六四三頁中）

※「跋陀羅斯那」は「提謂」、「跋陀羅梨」は「波利」の異訳（『望月仏教大辞典』『提謂波利』の項による）。

『提謂波利経』における独自の教説の再考（新田）

以上、提謂・波利の人物像が記される漢訳經典七点の記述を列挙した。これらを整理すると以下の通りになる。

『修行本起經』……………商人。

『中本起經』……………商人。

『太子瑞應本起經』……………五百人の商人の長。

『普曜經』……………五百人の商人を連れる者。

『四分律』……………兄弟の商人。

『五分律』……………五百人の商人の長。

『過去現在因果經』……………五百人の商人の主。

商人、五百人の商人の主、兄弟等の記述は見られるが、「明究陰陽、鑽龜易卜」やそれに類似する記述は見られない。このことから、提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜易卜する者と設定するのは『提謂波利經』の特色と言える。

二、五戒の順序

五戒は『提謂波利經』の主題であり、現存写本中の仏による説法の大部分は五戒守持に関する内容である。後述するように通常の經典では五戒の配列順は定型化しているが、『提謂波利經』には以下の三通りが確認される。

- A ①殺生、②偷盜、③邪淫、④飲酒、⑤兩舌
- B ①殺生、②飲酒、③邪淫、④偷盜、⑤兩舌
- C ①殺生、②偷盜、③邪淫、④兩舌、⑤飲酒

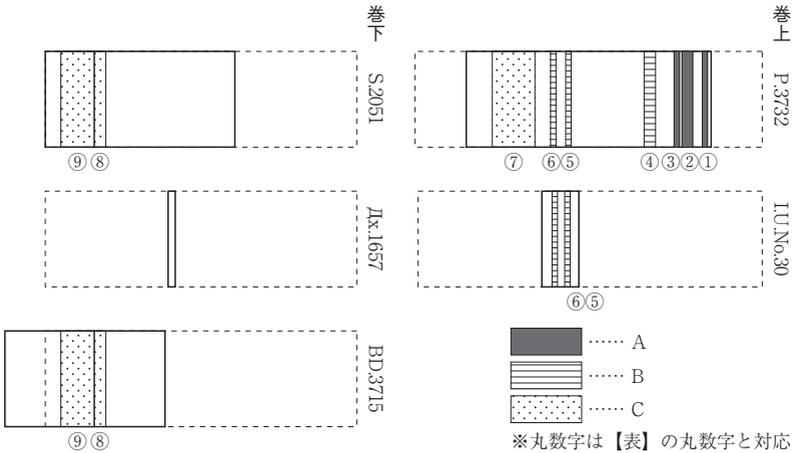
それぞれの配列順が見られる箇所を【表】【図】に示した。

【表】『提謂波利經』中に見られる五戒の配列順

現存写本における位置		五戒の配列順序		
卷上	①	P.3732 1.002~1.004	殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌	A
	②	P.3732 1.024~1.064	殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌	
	③	P.3732 1.067~1.069	殺生・偷盜・邪淫・飲酒・両舌	
	④	P.3732 1.092~1.101	殺生・飲酒・邪淫・偷盜・両舌	B
	⑤	P.3732 1.357~1.359 I.U.No.30 1.018~1.019	殺生・飲酒・邪淫・偷盜・両舌	
	⑥	P.3732 1.373~1.379 I.U.No.30 1.028~1.031	殺生・飲酒・邪淫・偷盜・両舌	
	⑦	P.3732 1.417~1.494	殺生・偷盜・邪淫・両舌・飲酒	C
卷下	⑧	S.2051 1.270~306 BD.3715 1.079~1.114	殺生・偷盜・邪淫・両舌・飲酒	
	⑨	S.2051 1.307~1.395 BD.3715 1.115~1.198	殺生・偷盜・邪淫・両舌・飲酒	

『提謂波利經』における独自の教説の再考(新田)

【図】『提謂波利經』現存写本中におけるA・B・Cの位置



五戒は本来並列の関係にあり、その配列順序が特定の意味を有するものではない。しかしそれならば恣意的に順序を変える必要もないはずである。如何なる理由により三通りもの順序が生じたのか、以下に検討していく。なお、上記の【表】【図】では『提謂波利經』における記載順にA、B、Cと番号を振ったが、検討は便宜上Cより行う。

・C (①殺生、②偷盜、③邪淫、④兩舌、⑤飲酒) の検討

まずCは、通常の仏典に見られる五戒の配列順序である。通常の律典における五戒の配列順序を確認するため、以下に大正藏律部より五戒を列挙する記述を例示する。五戒に傍線を付し、丸数字で順序を示した。

『五分律』卷一七、第三分初受戒法下

復應教言。我某甲、盡壽①不殺生、盡壽②不盜、盡壽③不邪淫、盡壽④不妄語、盡壽⑤不飲酒。(大正二二、一一六頁下)

『弥沙塞羯磨本』卷一

盡形壽①不殺生、是優婆塞戒。能持不〈答言、能持〉。盡形壽②不偷盜、是優婆塞戒。能持不〈答言、能持〉。盡形壽③不邪淫、是優婆塞戒。能持不〈答言、能持〉。盡形壽④不妄語、是優婆塞戒。能持不〈答言、能持〉。盡形壽⑤不飲酒、是優婆塞戒。能持不〈答言、能〉。前四輕重一同具戒。如優婆塞五戒相經說。及有六重二十八輕、如善生等經廣說。然應發願、引行令增。然有經云。設有持戒、不發願者、得少許福。引古證之。(大正二二、二二六頁中)

『提謂波利經』における独自の教説の再考(新田)

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

五

『摩訶僧祇律』卷二九、明雜誦跋渠法之七

佛言。汝往教言。我羅睺羅。歸依佛、歸依法、歸依僧。如是三説。我羅睺羅、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟、盡壽①不殺生、②不盜、③不邪婬、④不妄語、⑤不飲酒。（大正二二、四六〇頁中）

『四分律』卷五、十三僧殘法之四

信樂優婆私者。信佛法僧、歸佛法僧。①不殺生、②不盜、③不邪婬、④不妄語、⑤不飲酒。善憶持事不錯所説眞實而不虛妄。（大正二二、六〇一頁中）

『曇無德律部雜羯磨』卷一、諸結戒法第一

盡形壽①不得殺生、是沙彌戒。能持不〈答言、能〉。盡形壽②不得盜、是沙彌戒。能持不〈答言、能〉。盡形壽③不得婬、是沙彌戒。能持不〈答言、能〉。盡形壽④不得妄語、是沙彌戒。能持不〈答言、能〉。盡形壽⑤不得飲酒、是沙彌戒。能持不〈答言、能〉。（大正二二、一〇四二頁上）

『十誦律』卷二一、七法中受具足戒法第一

汝某甲聽、是佛婆伽婆知見、釋迦牟尼多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀説優婆塞五戒。凡是優婆塞、盡壽護持。何等五。盡壽①離殺生、是優婆塞戒。是中盡壽離殺生。若能持當言、能。盡壽②離不與取、是優婆塞戒。是中盡壽離不與取。若能持當言、能。盡壽③離邪婬、是優婆塞戒。是中盡壽離邪婬。若能持當言、能。盡壽④離妄語、是優婆塞戒。是中盡壽離妄語。若能持當言、能。盡壽⑤離飲酒、是優婆塞戒、是中盡壽離飲酒。穀酒、蒲萄酒、甘蔗酒、能放逸酒。若能持當言、能。（大正二三、一四九頁下）

『十誦羯磨比丘要用』卷一、受三歸五戒文第一

汝某甲聽、是佛婆伽婆、釋迦牟尼多陀阿伽度、阿羅訶、三藐三佛陀爲優婆塞說五戒。凡是優婆塞、當盡壽護持。何等爲五。盡壽①離殺生、是優婆塞戒。是中盡壽離殺生、是事能持不〔答、能〕。盡壽②離不與取、是優婆塞戒。是中盡壽離不與取、是事能持不〔答、能〕。盡壽③離邪淫、是優婆塞戒。是中盡壽離邪淫、是事能持不〔答、能〕。盡壽④離妄語、是優婆塞戒。是中盡壽離妄語、是事能持不〔答、能〕。盡壽⑤離飲酒、是優婆塞戒。是中盡壽離飲酒。穀酒、甘蔗酒、蒲萄酒、一切能放逸酒。是事能持不〔答、能〕。(大正二三、四九六頁上)

『根本說一切有部毘奈耶』卷一二、媒嫁学処第五

歸依三寶受五學處。①不殺生、②不偷盜、③不欲邪行、④不妄語、⑤不飲諸酒。(大正二三、六八五頁下)

『沙弥十戒法并威儀』卷一

我羅睺羅、歸依佛、歸依法、歸依僧(如是三說)。我某甲、歸依佛竟、歸依法竟、歸依僧竟(如是三說)。①盡形壽不殺生、②盡形壽不盜、③盡形壽不邪淫、④盡形壽不妄語、⑤盡形壽不飲酒。佛婆伽婆出家、我某甲因和上某甲、隨佛出家(如是三說)。(大正二四、九二六頁中)

『仏阿毘曇經出家相品』卷二

大德憶念。我某甲、從今日始、盡形壽①捨離殺生、盡形壽②捨離盜、盡形壽③捨離邪淫、盡形壽④捨離妄語、

『提謂波利經』における独自の教説の再考(新田)

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

盡形壽⑤捨離飲酒。此等五法。（大正二四、九六八頁上）

以上、いずれも「①殺生、②偷盜、③邪淫、④妄語、⑤飲酒」の順序で定型化されていることが分かる。なお詳細は後述するが、以上列挙した諸律典がいずれも五戒の一つとして「妄語（戒）」を挙げるのに対し、『提謂波利經』はこれを「両舌戒」としている（〔表〕参照）。以下に検討する五戒順と併せてこの点にも留意する必要があるが、便宜上この問題はひとまず措き、五戒順にのみ注目する。

この定型化された配列がCに見られることにより、筆者・曇靖が通常の仏典で用いられる五戒の配列順序を知っていたことが窺える。それでは曇靖は通常の順序を知りながら何故、他に二通りの順序を用いたのであるうか。

・A（①殺生、②偷盜、③邪淫、④飲酒、⑤両舌）の検討

次に、Aとはどのような順序であろうか。Aを通常の仏典における順序であるCと比較する。



このようにAは殺生・偷盜・邪淫までは通常の五戒順と同じであるが、両舌戒と飲酒戒が入れ替えられている。『提謂波利經』中、Aが見られるのは次の三箇所である。

一、①殺戒治在東方、②盜戒治在北方、③姪戒治在西方、④酒戒治在南方、⑤兩舌戒治在中央。(P. 3732, 二一四行目)

二、佛言、東方正月二月、仙官次治、漢言少陽用事。陰陽交精萬物盡生之。生之類天壽命各有長短。人及草木、各當盡天年。天所畜養、人取剋絕之、天地之大禁。故①殺戒治東方。欲活衆生、故天之性、德殺活生、育養衆生以德。人物性命之疇、皆含道氣。而有形體者、畏死樂生。凶惡者害殺之、爲逆天地之生氣。神祇校其神命令促。雖有高官重祿富貴自在、不能得強留氣救神而不死。殺者不仁、天神所疾、伺命減壽。去福就罪、災患日生。家人多病、不盡天年。厄在春、仙官所錄。病在肝脾、面目青黃。②盜戒所治北方者、十月十一月、水官次治。漢言太陰用事。萬物春生、夏長、秋收、冬藏。盜者得物、亦藏之。天地不和、故十一月水冰、而高微陽在下、故盜者不順天心、得物藏之。故禁盜者、外防貪濁、內以守身。七寶金銀琉璃水精車渠瑪瑙七寶之氣。盜者枉法剋民、爲水官所伺。財產散亡。厄在冬、病在腎旁光三焦、心痛色惡。③姪戒所以治西方者、七月八月、鐵官次治。漢言少陰用事。爲女子則多姪。鷄鴨之性、當路而姪、不避母子。故禁姪者、外防嫉妬色身之害、內全性命。姪嫉无度、髓消腦饜、速疾天年。貪姪致老、瞋恚致病、愚癡致死。姪者金風所害。鐵官所司。厄在秋、肺太腸爲病。④酒戒所以治南方者、四月五月、火官次治。漢言大陽用事。五月之時、天下大熱、萬物發狂。飲酒醉心、亦發狂口爲妄語。醉或六欲累世不醒。謂之大醉。是以禁酒、外防凶變、內制貪色之戒。飲酒者外慢內僞。濁翳其聽卅六失。亂道之元、身致危亡、不盡天年。爲火官所司。厄在夏、病在心脾、口舌難語。⑤兩舌戒所以治中央者、三月六月九月十二月、土官次治。漢言中央用事。制御四戒、稟授四氣。與土神轉命、教應時。所任尊重、爲四戒王。惡口傷人、由舌所言。斬身之禍、斧在口中。氣越神消形、枯自欺取死。是以禁欺、外防怨禍、內以養精淨宅。言失則兵至、氣損則刑傷。危身速命、不盡天年、爲土官

所司。厄在四季月、病在脾胃、口破舌白、不知食味。（P. 3732、二四一六四行）

三、何謂四行四戒者。①殺戒者木行。②盜戒水行。③姪戒金行。④酒戒火行。⑤兩舌戒土行。在人爲五藏。（P.

3732、六七一六九行）

これらを見ると、Aの順序が見られるのはいずれも五戒を五行、或いは五方と関連付けて述べる箇所であることが看取される。五方・五行・五戒を、

五戒	殺生	偷盜	邪淫	飲酒	兩舌
五行	木行	水行	金行	火行	土行
五方	東方	北方	西方	南方	中央

と配当し、二では配当の理由や五戒それぞれのはたらきについて詳述している。

飲酒戒と兩舌戒が入れ替えられるということは、本来「兩舌―火行―南方」「飲酒―土行―中央」となるべきところを「飲酒―火行―南方」「兩舌―土行―中央」と配当することが目的であったと考えられる。ここで注目すべきは、二に波線で示した箇所である。

は長者に告げた。「両舌戒は廃してはならない。両舌戒の担う役割は（五戒の中で）最も重く、その保養する所は甚だ大きい。四戒の父であり、四行の母である。四行四戒とは何であるか。殺戒は木行にあたり、盜戒は水行、姪戒は金行、酒戒は火行、両舌戒は土行にあたる。人体においては五蔵に配せられる。土は木を生じ、木は火を生じ、火は金を生じ、金は水を生じ、水は土を生ず。土は他の四行を維持して成立させている。木は土がなければ根を下ろすことができず、火は土がなければ燃えて輝くことができず、水は土がなければその形をとどめることができず、金は土がなければ生み出されない。土の上に生まれて土の上に死す。両舌戒は人体においては脾臓の中の神であり、主として五味を平らげ、五蔵を調和させ、榮氣と衛氣を通して、身体を保養する。脾臓が整っていないければ胃の氣が作用せず、水や穀物が消化されずに、病になる。（そのため両舌戒は）廃してはならない。」

提謂が仏に両舌戒の撤廢を求めるが、仏はそれを斥け、両舌戒を撤廢してはならない理由としてその重要性を説いている。仏は両舌戒を五行中の土行に配当して、土行は他の四行を成立せしめる五行中の最重要要素であると述べ、五臓中で土行の位置に当たる脾臓の重要性を例示し、同様に土行に配される両舌戒は他の四行より抜きん出て重要であるため撤廢することはできないと説く。

長者白佛言。兩舌戒爲最重。願除廢之。佛告長者。兩舌戒不可廢。所任最重、所養甚大。四戒之父、四行之母。（P. 3732 六五—六七行）

と、単に仏が両舌戒の重要性を説くのではなく、提謂に両舌戒の廢止を願い出させ、仏がそれを戒める体をとるのも、読者に強く両舌戒の重要性を訴える手法と思われる。

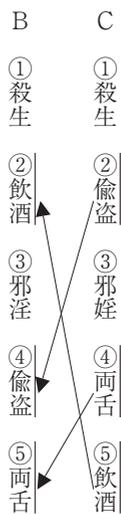
ここで両舌戒を他の四戒より上位に位置付ける論拠は、五行中で土行を他四行の上に置く「土王（用）説」である。木火土金水の五要素を森羅万象の成立・運行の元とする五行思想では、五常・五岳・五星・五臓等あらゆる事物を五行に配当してその運行を考えた。しかし五行思想の成立以前に、四方（東西南北）・四季（春夏秋冬）等、元來四要素で成立していたものもある。そこでそれらを五行思想の機序に組み込むに際し、新たにもう一要素を加え、四方には中央、四季には土用と、既存の四要素の上位にあたる枠を設けてこれを土に位置付けたのである。¹⁴

しかし通常五戒は全て並列であり、いずれの戒が特に重要であるかは問題とされない。強いて五戒のうちで軽重を考えるのであれば、出家の律では飲酒を除く殺生・偷盜・邪淫・妄語の四つが最も重い波羅夷罪になることから、飲酒のみを下位とし他四戒を上位とすると見えよう。また或いは、前述の「土四行持之而成」(ṭ.ṣ.ṣ.七〇行)や「制禦四戒」(ṭ.ṣ.ṣ.五八行)等のように一戒が他の四戒に影響を与えるという関係で考えるのであれば、飲酒戒を犯して酩酊すれば他四戒を犯す危険が高まるため、飲酒戒は他四戒全てと影響関係があるとも言える。¹⁵

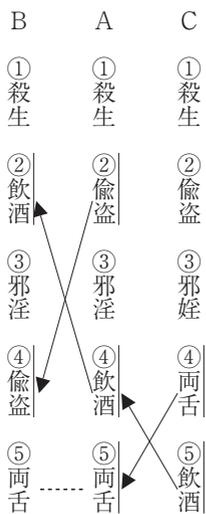
『提謂波利經』巻下の後半部、五戒それぞれを犯した時に降りかかる災厄を述べる箇所においても、飲酒戒は他の四戒より多くの分量を割いて飲酒による悪弊三十六失¹⁶を列挙しており(ṣ.201、三五九―三五五行)、飲酒戒の重要性を認識しているようである。このような曇靖による飲酒戒の重視、並びに上述した通常の五戒順序を認識していたことを勘案するならば、五行との配当に当たっても通常の五戒順を用い「飲酒―土行―中央」とするのが自然と考えられる。しかし曇靖は敢えて五戒の配列順序を変更して土王説の論理を利用し、両舌戒を他四戒より高次に位置付けている。これは五戒の配列順序の変更が決して恣意的なものではない証左であり、曇靖による明確な編輯意図の表出として注目すべき特色であることを意味する。

・B (①殺生、②飲酒、③邪淫、④偷盜、⑤両舌) の検討

次にBをCと比較すると、



というように、偷盜戒・両舌戒・飲酒戒の三つが入れ替わっている。しかしAを踏まえると、



となる。Aは通常の順序であるCをベースに、両舌戒を他の四戒より上位に位置付けるため、五行中の土行に配当されるよう両舌戒と飲酒戒を入れ替えた。そしてBはAをベースに、さらに偷盜戒と飲酒戒を入れ替えていることが分かる。『提謂波利經』中、Bが見られるのは次の三箇所である。

一、①殺戒屬東方、使者名震木、神於人爲肝。腸氣摧動、萬物支干、故謂之肝也。②酒戒屬南方、使者名離火、神於人爲心。心者仁也。成養萬物、懷任重故謂之心。③姪戒屬西方、使者名兌金、神於人爲肺。肺者五藏之蓋、萬物覆蓋萬物、故謂之肺。④盜戒屬北方、使者名坎水、神於人爲腎。腎者萬物終成、藏去萬物、故謂之腎。⑤兩舌戒屬中央、使者名以土、神於人爲脾。脾者分氣授與四藏、故謂之脾。(P. 3732, 九二一〇一行)

※1 原文「使者」。[使]字衍字か。(P. 3732, 九七一八行)

二、佛言、人不持五戒者、爲无五行。①殺者爲无仁、②飲酒爲无禮、③姪者爲无義、④盜者爲无知、⑤兩舌者爲无信。罪屬二千。(P. 3732, 三五七一三五九行)

三、佛言、①殺戒治東方、木爲諸侯、民之父母、仁惠恩施於民故也。②酒戒治在南方、火爲三公、輔王者高明道德故。③姪戒治西方、金爲大夫、主爲王者誅罪不義。④盜戒治北方、水流行、人民爲王者走使。⑤兩舌戒治中央、土爲四方王、王爲天下主、故在中央。(P. 3732, 三七一三二七九行)

Aと同様、いずれも五戒を五行や五方、五常と関連付けて述べる箇所である。注目すべきは、五戒の順序は一部変わっても、五戒・五行・五方の配当自体はAと何ら変わらない点である。

	A	五戒	殺生	偷盜	邪淫	飲酒	両舌		B	五戒	殺生	飲酒	邪淫	偷盜	両舌
		—	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—	—
	五行	木行	水行	金行	火行	土行		五行	木行	火行	金行	水行	土行		
	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—		
五方	東方	北方	西方	南方	中央		五方	東方	南方	西方	北方	中央			

配当が変わらないということは、Bにおける飲酒戒・偷盜戒の順序変更は特定の意味を付加するものではなく、単なる順序の相違であることが分かる。それではAが飲酒戒と両舌戒を入れ替えてはいるが通常の五戒の順序を基準とするのに対し、Bは如何なる基準で配列されているのであろうか。

AからBへの順序変更理由として考えられるのは、五行順序の整理である。中国で五行思想に言及する文献は古来数多くあるが、中でも主要とされる『漢書』五行志（後漢、班固撰）や『五行大義』（隋、蕭吉撰）では「①木行、②火行、③土行、④金行、⑤水行」の順序で述べられている¹⁷。これは五行の相生（木は火を生じ、火は土を生じ、土は金を生じ、金は水を生じ、水は木を生ずという、互いに生み出し合い循環する関係）順である。Bと比較すると土行のみBでは三番目、相生順では五番目と異なるが、これは先に述べた通り土王説に基づき土行と他四行という関係で述べられるためと思われる。

このように、Bの順序は五行相生順によって説明がつく。つまりAの配列は五戒の順序を基準としたものの、Bの配列は五行の順序を基準としたものであり、両者の配列の相違は、この基準に由来するものと言える。

A 五戒を基準とした配列

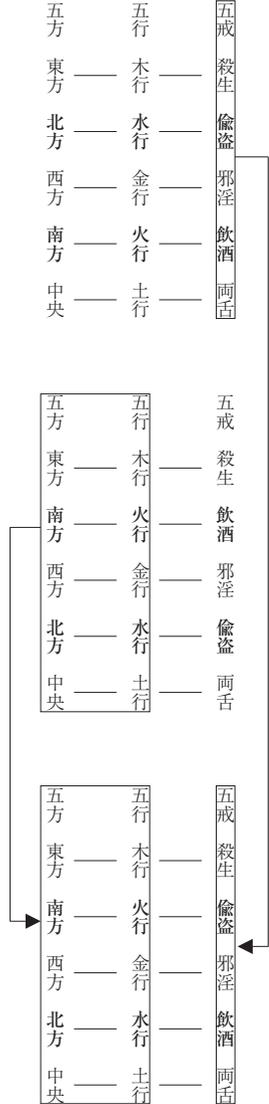
五戒	殺生	偷盜	邪淫	飲酒	兩舌
五行	木行	水行	金行	火行	土行
五方	東方	北方	西方	南方	中央

B 五行・五方を基準とした配列

五戒	殺生	飲酒	邪淫	偷盜	兩舌
五行	木行	火行	金行	水行	土行
五方	東方	南方	西方	北方	中央

ただ問題は、何故五戒（殺生・偷盜・邪淫・飲酒・兩舌）を五行・五方（木・火・金・水・土、東方・南方・西方・北方・中央）にそのまま配当しないのか、という点である。曇靖の意図が兩舌戒の重視にあるならば、土行に兩舌戒が配当されれば済むはずであり、他の四戒は土行・中央を除く四行・四方のいずれに配当しても問題はないと考えられる。そうであるならば、A「五戒を基準とした配列（殺生・偷盜・邪淫・飲酒・兩舌）」とB「五行・五方を基準とした配列（木・火・金・水・土、東方・南方・西方・北方・中央）」をそのまま配当することで、五戒の順序にも五行・五方の順序にも適した理想的な配列Dを作ることが可能であったはずである。Aの配列とBの配列の相違は、それを為さなかつた故に生じたものと言える。

- A 五戒を基準とした配列 B 五行・五方を基準とした配列 D 理想的な配列



Dの配当を用いれば、両舌戒の土行への配当、五戒の順序、五行相生順全ての問題が解決されるはずであるが、曇靖はなぜDの順を用いなかったのであろうか。Dの配当には何らかの問題があり、A・B二通りの配当を作る必要があったものと考えられる。そこで、A・BとDの差異を太字で示した。A・Bでは「偷盜―水行―北方」「飲酒―火行―南方」と配列されているが、Dの配当を行うとこれが崩れ、「偷盜―火行―南方」「飲酒―水行―北方」となる。つまり五戒と五方・五行の配当に際して「両舌戒―土行―中央」と配当すると共に、「飲酒―火行―南方」「偷盜―水行―北方」の配当を行わなければならない理由があったことが推測される。

「飲酒―火行―南方」「偷盜―水行―北方」の両者、特に「飲酒―火行―南方」に着目することで、一つの仮説が導き出される。先にも述べた通り、五行思想では木火土金水の五要素を五岳・五星・五臓等、万物の成立・運行の元とするが、そこには五味も配当される。その要素と五行への配当は次の通りである。

五行	木行	火行	土行	金行	水行
	—	—	—	—	—
五味	醯酸	酒苦	蜜甘	薑辛	塩鹹 ¹⁸⁾

太字部分、五味の中には酒があり、火行に配当されている。中国において酒は五行思想に基づき火行に配当されるものであり、『提謂波利経』においても「飲酒―火行―南方」という配当は崩すことができなかつたのである。そのため、五戒と五行・五方の配当は同一でありながら、五戒の順序を基準とした配列Aと五行・五方の順序を基準とした配列Bが派生することになったと推測される。

以上のように、『提謂波利経』中にはA・B・C三通りの順序が存在し、それらは単に並べ方の誤りや恣意的な編輯によるものではないことを明らかにした。特にA「①殺生、②偷盜、③邪淫、④飲酒、⑤両舌」の順序は両舌戒の守持を強調するという明確な意図のもと行われた編輯であることが分かった。

おわりに

以上、従来中国在来思想との関連という観点にのみ固執し、その仏教的教説については顧みられることのなかつた『提謂波利経』に対し、仏教学的観点より、

一、提謂・波利の人物像として通常の仏典には見られない「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る者という要素を

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

七〇

付加する

二、五戒のうち特に両舌戒の守持を強調する

という二点の特色を検出した。最後に、上記二点の特色が『提謂波利經』撰述の意図を考察する上で重要な意味を有するものであることを略述し、まとめとしたい。

提謂・波利を「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る者とし、五戒の中で特に両舌戒を重視することで、曇靖は何を説きたかったのであろうか。『提謂波利經』撰述当時、「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」る者はどのような存在であったのか。安居香山は、『提謂波利經』撰述背景である太武帝の廢仏が仏教のみに対する弾圧ではなく、師巫や緯書の禁止も兼ねていたことを指摘する¹⁹。太平真君五年の詔勅には次のようにある。

愚民無識、信惑妖邪、私養師巫、挾藏識記陰陽方伎之書。又沙門之徒、假西戎虛誕、生致妖孽。非所以壹齊政化、布淳德於天下也。

（愚民には知識がなく、荒唐無稽なことを妄信して、私に師巫を養い、識記（未來予言の書）・陰陽・凶緯・方伎（医書や養生書、占術書の総称）の書を隠し持つ。また沙門らは西戎（西方の民族）のでたらめを利用して妖孽（禍の前兆）を生ぜしめる。政化を一つにととのえ、天下に淳徳を広めることに反する。）

沙門と共に「政化を一つにととのえ、天下に淳徳を広めることに反する」行為として、「識記（未來予言の書）・陰陽・凶緯・方伎（医書や養生書、占術書の総称）の書」、つまり識緯書の隠匿を禁止している。この「陰陽」「方

伎」とは、まさに『提謂波利経』において提謂・波利二人が通曉していたとされる「陰陽」「鑽龜易卜」と同等のものであり、当時の沙門がそのような行為を行う師巫と同等視されていたことが窺える。

『提謂波利経』では提謂・波利の二人を、当時王法を妨げ、反乱につながる要因として危険視されていた陰陽・鑽龜・易卜を行う者と設定し、その二人が仏に帰依し、仏が二人に対して説法教化する、という構図をとるものと解釈される。何故、説法の対象者である対告衆をこのように設定する必要があるのか。国家への反乱につながる不穏分子に、一体何が説かれるのか。

経中では、五戒に価値判断の生じる五行との対応を述べる箇所においてのみ、通常の律典に見られない「①殺生、②偷盜、③邪淫、④飲酒、⑤両舌」という順序に入れ替えられ、両舌戒を重視する意図が看取された。何故五戒中で両舌戒のみが重視されるのか。そもそも先に述べた通り、通常の律典の中で五戒として挙げられるのは両舌戒ではなく妄語戒である。両舌戒は五戒ではなく十善戒の一つであり、妄語が、

作不實説、不見言見、見言不見、不聞言聞、聞言不聞、知言不知、不知言知、因自因他、或因財利、知而妄語而不捨離。是名妄語。(『雜阿含経』卷三七、大正二、二七一頁中—下)

(真実に非ざる説をなし、見ていないものを見たと言ひ、見たものを見ていないことを聞いたと言ひ、聞いたことを聞いていないと言ひ、知っていることを知らないと言ひ、知らないことを知っていると言ひ、自己や他人の都合により、或いは財利により、妄語と知った上で捨離しない。これを妄語と名づける。)

と規定されるのに対し、両舌は、

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

七三

兩舌乖離。傳此向彼、傳彼向此、遞相破壞、令和合者離、離者歡喜、是名兩舌。〔『雜阿含經』卷三七、大正二、二七一頁下）

（兩舌をもって乖離させ、此れのことを彼れに伝え、彼れのことを此れに伝えて、両者の關係を破壊し、和合する者を離間させ、離ればそれを歡喜する。このことを兩舌という。）

兩舌者、彼此鬪亂令他破也。〔四分律刪繁補闕行事鈔』卷二、大正四〇、七五頁上）

（兩舌とは、彼れと此れとを鬪亂させて他を破ることである。）

等と、二枚舌や離間語とされ、和合を離し鬪亂させる言説と規定されるものである。いくつかの仏典においては、五戒を述べる際「①殺生、②偷盜、③邪淫、④不兩舌、惡口、妄言、綺語、⑤飲酒」と、妄語戒に当たる第四番目に口業を列挙する事例は見られるが、管見の限りでは兩舌戒のみを単独で挙げる事例は見られない。五戒に兩舌戒を挙げるのは極めて特殊な事例であり、本經の特色であると言える。

真実を偽って言うことを戒める妄語戒を、離間語を戒める兩舌戒と変更し、さらにそれを五戒中の他四戒より上位に置いて説明するのは、如何なる意図によるものであろうか。『提謂波利經』中で戒められる離間語、和合を離し鬪亂させる言説とは、具体的にどのようなものであろうか。

以下、考察の詳細は以前発表した拙稿²²に譲るが、太武帝廢仏において仏教の神異的側面が讖緯と同等視されて取り締まられ、『提謂波利經』は続く文成帝により行われた仏教復興運動の最中に撰述されたこと、並びに提謂・波利の人物像を「陰陽を明究し、鑽龜易卜す」とすることを勸案するならば、兩舌すなわち和合を離し鬪亂させる言説とは、仏（皇帝）の僧伽（国家）の和合を乱す言説、すなわち先の廢仏詔に見られた政化を乱す「誕

言」同様、識緯に類するものと解釈される。

以上、『提謂波利經』の特色二点を撰述の時代背景（太武帝の廢仏、文成帝の復仏）を踏まえて解釈することにより、その撰述意図の理解は「散逸經典の補填」「民衆教化」という従来のものではなく、仏教の論理によつて皇帝が在家信者の信仰団体・邑義（在家信者の信仰団体）の主導的立場である邑師・維那に対し、反乱につながる言説である識緯を禁ずるものと読み解くことができる。仏教を廢することと統治するのではなく、仏教を利用し、在家信者の信仰団体をそのまま皇帝の支配下とするイデオロギーとして政治的意図のもとに撰述されたのが『提謂波利經』であり、主権者の意に沿つた「国家仏教經典」として位置付けられるものと理解できるのである。

註

(1) 梁・僧祐『出三藏記集』卷五「新集疑經偽撰雜錄第三」によれば、かつて二卷本とは別に一卷本「提謂經」が存在していたという。

提謂波利經二卷（舊別有提謂經一卷）

右一部、宋孝武時、北國比丘曇靖撰。（大正五五、三九頁上）

一卷本は僧祐當時既に散逸していたようであるが、同録卷四「新集統撰失訳雜經錄第一」に「提謂經一卷」（大正五五、三四頁下）とあることから、真經と判断されていたことが分かる。また二卷本『提謂波利經』の成立については、隋・費長房『歷代三寶紀』卷九に次のように記されている。

提謂波利經二卷（見三藏記）

右一部合二卷。宋孝武世、元魏沙門釋曇靜、於北臺撰。見其文云、東方太山、漢言代嶽。陰陽交代故云代嶽。於魏世出、只應云魏言、乃曰漢言。不辯時代、一妄。太山即此方言、乃以代嶽譯之。兩語相翻、不識梵魏、二妄。

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

七四

其例甚多、不可具述。備在兩卷經文。舊録別載有提謂經一卷。與諸經語同。但靖加足五方五行、用石椽金。致成疑耳。今以一卷成者爲定。（大正四九、八五頁中）

- (2) 塚本善隆「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典―提謂波利經の歴史―」（『東方學報』京都二一―三、一九四一、二九三―三九三頁。後に塚本善隆著作集第二卷『北朝仏教史研究』大東出版社、一九七四、一八七―二四〇頁に収録）
- (3) P. 3732・I. U. No. 30（上巻）・S. 2051・BD. 3715・Jx. 1657（下巻）計五本の断簡が発見されており、またその欠部を補う逸文も指摘されている。拙稿「敦煌本『提謂波利經』諸本の関係について―附「引文一覽」『提謂波利經』本文・引文対照」、『仙石山仏教学論集』八、二〇一六、三七七―二七頁）を参照。
- (4) 船山徹は『仏典はどう漢訳されたのか―ストロラが經典になるとき』（岩波書店、二〇一三）において以下のように述べる。

偽經は中国仏教史の実態と直結する内容を含み、仏教の中国的変容の現実を解明する上で格好の資料である。

中国の仏教徒が教世紀にわたって訳出經典を次々と受容しながら、そのどこに満足しなかつたかを偽經はわれわれに告げている。要するに、中国人にとって、經典に明言して欲しいけれども翻訳經典には書かれていないような事柄があり、その場合に、「如是我聞」からはじまる翻訳經典の体裁をかりて、中国人が必要とする内容を記した文献をひそかに作成した人々がいたのだった。こういう事柄を裏付ける經典が欲しいが翻訳經典には求められないという場合、偽經が作成されたのだった。（傍線筆者）

- (5) 牧田諦亮「敦煌本提謂經の研究（上）―安世高訳分別善惡所起經との類似―」（『仏教大学大学院研究紀要』一、一九六八、一三七―一八五頁）、同「敦煌本提謂經の研究（下）―安世高訳分別善惡所起經との類似―」（『仏教大学大学院研究紀要』二、一九七一、一六五―一九七頁）、中島隆蔵「疑經に見える疾病。養生觀の一側面―『提謂經』とその周辺―」（坂出祥伸編『中国古代養生思想の総合的研究』平河出版、一九八八、六四九―六七三頁）、春本秀雄『提謂波

利経』と五行思想」(『宗教研究』二七九、一九八九、二二六―二二八頁)、池平紀子「道教と中国撰述經典」(『道教經典の最先端』大河書房、二〇〇六、三六一―六三頁)、同「仏・道における五戒の受持と二十五神の守護について」(『東方学』一一六、二〇〇八、五五―七三頁)、侯広信「『提謂波利経』の道教經典に対する影響―『太上老君戒経』を例として」(『武蔵大学人間科学研究所年報』四、二〇一五、一一―一三〇頁)、同「道・持斎・益算・対(『提謂波利経』之影響―以『老子』『太平経』『抱朴子』為例)」(『中国仏学』三九、二〇一六、一四六―一六〇頁)

(6) 拙稿「『提謂波利経』撰述意図の考察」(『印度学仏教学研究』六五―二、二〇一七、三〇―三三頁)

(7) 『提謂波利経』現存写本の行数は、前掲拙稿「敦煌本『提謂波利経』諸本の関係について―附「引文一覽」『提謂波利経』本文・引文対照」を参照。

(8) 前掲塚本「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典―提謂波利経の歴史―」二〇二頁。

(9) 類似の内容を持つ逸文は他に以下三点が確認される。

『大方広仏華嚴経随疏演義鈔』卷六、唐、澄観(大正三六、四四頁上)

言提胃雖說戒善等者。彼說如來在樹王下成道。於七日中、無人知佛得阿耨三菩提。唯提胃波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜知佛成道。名樹神。提胃獻麩。四天王奉鉢。如來受已。始為提胃說世間因果。

※1 原本(明崇禎年中刊増上寺報恩藏本)・甲本(徳川時代刊今津洪岳氏藏本)には「鑽龜易卜」の四字無し、乙本(正慶元年刊小野玄妙氏藏本)にのみ有り。

『円覚経大疏积義鈔』卷二之上、唐、宗密(仁統藏一四、二四三頁上)

提胃経説。如來在樹王下成道。於七日中無人知。唯提胃波利二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。

『華嚴一乘教義分齊章義苑疏』卷三、宋、道亭(仁統藏一〇三、一一三頁上)

提謂経説。如來成道七日、無人知佛得阿耨多羅三藐三菩提。唯提謂波利此二居士。明究陰陽、鑽龜易卜。

『提謂波利経』における独自の教説の再考(新田)

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

七

- (10) 前掲塚本「支那の在家仏教特に庶民仏教の一經典―提謂波利經の歴史―」二二―頁。
- (11) 定方晟「二商人奉食の伝説について」（『東海大学文学部紀要』七六、七五―一―八頁）。
- (12) 『出三蔵記集』によれば、『提謂波利經』の撰述年代は宋・孝武帝年間（四五三―四六四年）。『出三蔵記集』の記録は注1を参照。
- (13) P. 3732とは「殺戒」にあたる箇所が破損している。以下に他四戒が挙げられることから、「殺戒」と推測した。
- (14) 鳥邦男『五行思想と礼記月令の研究』（汲古書院、一九七一年）第五章第二節「土王説と五行相生説」三〇〇―三二一頁では『管子』四時篇の祖本より、
中央曰土、土德實輔四時出入、以風雨節土益力、土生皮肌膚、其德和平用均、中正無私、實輔四時、春羸育、夏養長、秋聚收、冬閉藏、大寒乃極、國家乃昌、四方乃服、此謂歲德。
の文を引き、土は特定の時節ではなく充実を徳とするものであり、四時を実輔するものと述べている。
- (15) 道端良秀『中国仏教史の研究』（法蔵館、一九七〇年）七章「仏教と酒―毒酒と薬酒―」二一四―二一五頁に以下のようにある。
不飲酒戒は、寺家の信者が守らねばならない、五戒の一つである。不殺生、不偷盜、不邪淫、不妄語、の四戒と、第五の不飲酒戒と五戒であつて、出家教団においては、前の四戒の一つでも犯したなら、直ちに出家教団を追放されて、還俗せしめられるのである。第五の不飲酒戒は、前四戒とは、性格の異なるもので、インドでも前四戒は他の教団でも等しく禁止されていた戒律であるが、この不飲酒戒だけは、仏教独自のものであつたのである。
従つてこの戒は、前四戒ほどの重い罰を、加えるということはなかったが、飲酒によつて、他の四戒も自然に犯される可能性が多いところから、五戒の内に入れて、これを実行せしめようとした。

(16) 『大智度論』に説かれる飲酒三十五失に基づくものと思われる。前掲牧田諦亮「敦煌本提謂經の研究（上）―安世高

訳分別善惡所起經との類似― 二四二―四三頁。

(17) 中華書局『漢書』五、「五行志」二二二―二三八頁には、

經曰、初一日五行。五行、一曰水、二曰火、三曰木、四曰金、五曰土。

の順で列挙される。富谷至・吉川忠夫訳注『漢書五行志』（平凡社、一九八六）三三―三四頁の注（一）によれば「經」は『書經』（『尚書』）洪範篇の文章である。この順序について、平澤歩『漢代經学に於ける五行説の変遷』（東京大学大学院博士論文、二〇一四、<http://wanbeer.web.fc2.com/hakron/index.html> 二〇一七年一月二〇日アクセス確認）では、『尚書』より先に引用した「經曰」以下の五行順を引用した上で、

これは、「五行」として「木・火・土・金・水」の全てを挙げる初期の例であり、後世の五行説では、この記述を元にして様々な言説が展開されている。しかし、陳其元が述べているように、ここでの「五行」は元々はそれほど抽象的な概念ではなく、具体的な物質・味を述べるのみだったと考える方が良好だろう。少なくとも、ここに分類概念としての意味は見出せず、また相生・相克の記述もない。

後世にしばしば問題となるのが、この洪範で列挙される五行の順序である。相生の順であれば「木・火・土・金・水」、相克の順であれば「土・木・金・火・水」である。しかし、洪範における五行の順序は、そのいずれでもない。おそらく、相生・相克の觀念と無関係であったためであろう。（一三三頁）

と述べる。『漢書』五行志では先の『書經』の引用の後、五行の各要素について詳述する箇所において、

説曰木、東方也。…（中略）…説曰、火、南方、揚光輝爲明者也。…（中略）…説曰、土、中央、生萬物者也。

…（中略）…金、西方、萬物既成、殺氣之始也。…（中略）…説曰、水、北方、終藏萬物者也。（一三二―一

三四二頁）

と、「①木、②火、③土、④金、⑤水」の相生順で列挙されている。

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）

七

中村璋八『五行大義』（中国古典親書、興学社、一九七三年初版、二〇〇九年一五版）六三一―六六頁、

木者觸也。…（中略）…火之爲言化也。…（中略）…土之爲言吐也。…（中略）…金者禁也。…（中略）…水準也。

(18) 前掲中村『五行大義』一三二―一三三頁には、次のようにある。

鄭玄云、五味醱酸、酒苦、蜜甘、薑辛、塩鹹。

(19) 安居香山「漢魏六朝時代に於ける図識と仏教―特に僧伝を中心として―」（『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』塚本博士頌寿記念会、一九六一年、八五―八六頁）八六〇―八六一頁。

(20) 「遞」…宋元明本は「遞」とし、高麗版は「遍」とする。

(21) 『望月仏教』第二卷「五戒」の項では、『仏説灌頂經』卷三の、

我當更授汝五戒之法。佛言、第一不殺、第二不盜、第三不邪淫、第四不兩舌、惡口、妄言、綺語、第五不飲酒。
（大正二一、五〇三頁中）

という記述や、『優婆塞五戒威儀經』卷一の、

離欲優婆塞、具行五戒、遠離身四惡。一者殺、二者盜、三者姪、四者飲酒。遠離口五惡、一者妄語、二者惡口、三者兩舌、四者無義語、五者綺語。（大正二四、一一一九頁下）

等の記述を挙げた上で、

是れ第四に総じて口業の惡を称したるものにして、十惡の説より転じたるものというべし。（『望月仏教大辞典』

第二卷、一一二〇頁中）

と述べる。

(22) 前掲拙稿「『提謂波利經』撰述意図の考察」参照。

参考文献

- ・定方晟 「商人奉食の伝説について」(『東海大学文学部紀要』七六、二〇〇二年、七五―一八頁)
- ・烏邦男 『五行思想と礼記月令の研究』(汲古書院、一九七一年)
- ・新田優 「敦煌本『提謂波利經』諸本の関係について―附「引文一覽」『提謂波利經』本文・引文対照」(『仙石山仏教学論集』八、二〇一六、三七―一二七頁)
- ・新田優 『提謂波利經』撰述意図の考察」(『印度学仏教学研究』六五―二、二〇一七、三〇―三三頁)
- ・塚本善隆 「中国の在家仏教特に庶民仏教の一經典―提謂波利經の歴史―」(『東方学報』京都二二―三、一九四一、二九三―三九三頁。後に塚本善隆著作集第二巻『北朝仏教史研究』大東出版社、一九七四、一八七―二四〇頁に収録)
- ・船山徹 『仏典はどう漢訳されたのか―ストラが經典になるとき』(岩波書店、二〇一三年)
- ・平澤歩 『漢代経学に於ける五行説の変遷』(東京大学大学院博士論文、二〇一四、<http://wanibeeer.web.fc2.com/hakron/index.html>二〇一七年一月二〇日アクセス確認)
- ・道端良秀 『中国仏教史の研究』(法蔵館、一九七〇年)
- ・安居香山 「漢魏六朝時代に於ける図讖と仏教―特に僧伝を中心として―」(『塚本博士頌寿記念仏教史学論集』塚本博士頌寿記念会、一九六一年、八五―一八六頁)

Summary

The Characteristics of the *Tiwei Poli jing* Reconsidered

Yu Shinden

The *Tiwei Poli jing* 提謂波利經 is an apocryphal scripture compiled by Tanjin 曇靖 around the middle of the fifth century. Being regarded as an apocryphal scripture, it was not included in the traditional editions of the Chinese Canon. For a long time, the text was actually considered to have been lost. In 1941, Tsukamoto Zenryū concluded on the basis of few surviving fragments that the *Tiwei Poli jing* was a syncretic work of Buddhism and Chinese folk religion written in order to fill the gap left by Emperor Taiwudi's suppression of Buddhism as well as to educate the masses. Later research conducted by Makita Tairyō and Nishiwaki Tsuneki led to the identification of more manuscript fragments from Dunhuang and Turpan.

This made possible to reconsider the validity of Tsukamoto's theory. Subsequent studies have, however, focused mainly on aspects linked to the traditional Chinese thought, ignoring the basic purport and characteristics of the *Tiwei Poli jing* in the context of Chinese Buddhism.

The characteristics of an apocryphal scripture appear in its unique contribution, in other words, the original additions and/or changes it brings to the orthodox corpus of Buddhist teachings. The newly found manuscripts of the *Tiwei Poli jing* allow us to reconsider such characteristics as well as Tanjin's purpose of compiling this text. And this should be done by paying attention not so much to the aspects linked to the traditional Chinese thought but rather to the differences between the *Tiwei Poli jing* and the orthodox Buddhist corpus. My research leads me to conclude that

the unique characteristics of this text can be found in the (1) description of Trapuṣa and Bhallika (the main characters of the scripture); and (2) the order of the five precepts

*Postgraduate Student,
International College
for Postgraduate Buddhist Studies*

『提謂波利經』における独自の教説の再考（新田）